

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第6号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>指定管理者選定過程のさらなる公平性及び透明性の確保を図るため、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会の委員の構成について見直すこととし、所要の改正等を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月29日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会の委員構成の規定を削除し、外部委員のみで構成できるようにするもの</p> <p>(2) 委員長の選任方法を互選に改めるもの</p> <p>(3) 規定の明確化を図るもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 教育長の臨時代理により、公布済みである。 ）</p>

報告第6号

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月29日に教育長において臨時に代理したので、次のとおり報告する。

令和3年4月13日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第1項中「うちから前条第2号に掲げる者をもって充てる」を「互選によりこれを定める」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とする。

第5条中「書面」を「文書」に、「賛否」を「意見を聴取し、又は賛否」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条及び第8条を1条ずつ繰り上げる。

第9条第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、この規則による改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、教育長が行う。

堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。</p> <p><u>（委員の構成）</u></p> <p>第2条 <u>条例第3条第2項に規定する委員は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める範囲内で委嘱し、又は任命するものとする。</u></p> <p><u>(1) 学識経験者 4人以内</u></p> <p><u>(2) 指定管理を担当する総括参事役又は参事役の職にある者 1人</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者 3人以内</u></p> <p>（委員長）</p> <p>第3条 委員会に委員長を置き、委員のうちから前条第2号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、堺市教育委員会指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。</p> <p>（委員長）</p> <p>第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。</p> <p>3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>（会議）</p>

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定ごとに委員を4人以上指名して招集することができる。この場合において、前項中「委員」とあるのは「委員長及び指名した委員」と読み替えるものとする。

4 委員会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数で決する。

5 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が選定の対象となる団体の役員その他これに類する地位にある場合又は当該団体と直接の利害関係にある場合は、当該団体に係る議事に加わることができない。

（会議の特例）

第5条 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

（関係者の出席）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定ごとに委員を4人以上指名して招集することができる。この場合において、前項中「委員」とあるのは「委員長及び指名した委員」と読み替えるものとする。

4 委員会の議事は、出席委員（議長を除く。）の過半数で決する。

5 委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が選定の対象となる団体の役員その他これに類する地位にある場合又は当該団体と直接の利害関係にある場合は、当該団体に係る議事に加わることができない。

（会議の特例）

第4条 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

（関係者の出席）

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議の公開等）

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、教育長が定める。

（会議録）

第8条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（守秘義務）

第9条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 **第6条**の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、教育長が定める。

（会議録）

第7条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

（守秘義務）

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 **第5条**の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘

密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。